

高山市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高山市市民参加条例（平成25年高山市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 条例の規定による公表は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとする。

- (1) 市広報への掲載
- (2) 実施機関の担当窓口、情報公開コーナー及び市の施設での閲覧又は配布
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) 高山市公告式条例（昭和25年高山市条例第15号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(市民意向の把握の方法)

第3条 条例第10条に規定する市民意向の把握の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高山市政策検討市民委員会（市民が自主的かつ主体的に市の政策等を検証し、創設若しくは改善又は廃止の提案を行うため市長が設置した組織をいう。）
- (2) 市民と市長の対話集会（市政に対する意見等を聴取するため、市長が市内の各地域に赴き、市民と直接対話する機会をいう。）
- (3) ご意見箱（市政に対する意見等を聴取することを目的に実施機関が設置する意見箱（ファクシミリ及び電子メールを含む。）をいう。）
- (4) 団体要望（市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体が市政に対する要望を書面等にて提出することをいう。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(パブリックコメント)

第4条 条例第7条に規定するパブリックコメントにより意見を提出する市民は、同条第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 対象事項の案に対する意見及びその理由
- (2) 市内に在勤する者（市内に在住する者を除く。）にあつては、当該勤務先の名称及び所在地
- (3) 市内に在学する者（市内に在住する者を除く。）にあつては、当該学校の名称及び所在地
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体にあつては、当該事務所又は事業所の名称及び所在地

2 パブリックコメントによる意見の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が指定する方法
(審議会等)

第5条 条例第8条第1項に規定する審議会等の構成員の任命又は委嘱にあたっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、実施機関は、審議会等の設置趣旨及び審議内容に応じて公募による市民を含めるよう努めるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。